**【テーマ４】　保健ガバナンスの強化**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ○平成30年度から、府が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、保険財政の運営に中心的な役割を担うことから、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」と「健康づくり・医療費適正化取組の推進」を二本柱の中心として取組を進めることで、保険財政の安定的運営を図り、持続可能な制度をめざします。○他テーマも含めた各施策において、多様な主体との連携や、医療費適正化・健康づくりに取り組む市町村や府民への支援を積極的に進め、府民・保険者等の行動変容を促す司令塔としての役割を果たせるよう取り組みます。（中長期の目標・指標）＊国保保険者インセンティブの強化など「大阪府国民健康保険運営方針(\*26)」に掲げた取組推進等により、保健ガバナンスの強化を図ります。 |

|  |
| --- |
| **国民健康保険財政の安定的運用** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H31.３月末時点）＞** |
|  | **■府内の統一的な取組の推進**・保険料率等の府内統一に向けた６年間の経過措置期間中における市町村の取組を定めた「赤字解消・激変緩和措置計画(\*27)」の取りまとめと検証を行い、必要に応じ、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議(\*28)において、対応策を検討。（スケジュール）平成30年5月⇒　市町村赤字解消・激変緩和措置計画の取りまとめ公表**■保険者インセンティブの強化**・府繰入金(\*29)を財源とする保険給付費等交付金(\*30)の交付基準等を定め、健康づくり・医療費適正化の推進に向けた府独自の保険者インセンティブを構築。（スケジュール）平成30年5月⇒　評価指標の重点項目に対する評価等、具体的な交付基準案を市町村に提示平成30年10月　⇒　交付基準の最終案を市町村に提示平成31年3月下旬　⇒　交付額決定 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・市町村と連携し、府における国民健康保険制度を安定的に運用する。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・国民健康保険制度を通じて、市町村の健康づくり・医療費適正化の取組み促進につながる支援を強化する。 | 〇市町村赤字解消・激変緩和措置計画の市町村毎の状況の整理と取りまとめを行い、広域化調整会議に報告した。また、府ホームページにも取りまとめ結果を公表（5月）。〇評価指標の重点項目に対する評価等、具体的な交付基準を広域化調整会議で市町村に提示した上で（5月）、意見交換を行い、交付基準の最終案を市町村に提示（8月）。策定した交付基準に基づき、市町村ヒアリングを実施し、交付額を決定（３月）。〇評価区分「広域化の推進」において、先駆的・効果的な取組みを支援するため、重点テーマを設定した上で、市町村の申請に基づき、平成31年度からの市町村実施事業を採択（12月）。≪重点テーマ≫①糖尿病性腎症重症化予防、②後発医薬品使用促進、③重複・多剤投薬　 |
| **医療費適正化・健康づくりに向けた保険者等との連携** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H31.３月末時点）＞** |
|  | **■保健事業等に関する支援の強化**・市町村国保を含めた各保険者の医療費適正化・健康づくりへの取組を支援するため、市町村とのWGや保険者協議会等を通じ、データ分析や好事例の収集・発信、共同した取組の検討などを行う。* 市町村保健事業推進ＷＧを設置し、データを活用した保健事業の企画立案・実施手法の検証・改善や、モデル事業の普及等を実施
* 国民健康保険及び協会けんぽ等の保険者と連携し、特定健診や医療費に関するデータ分析により各保険者の健康課題の明確化
* 保険者協議会において、データ分析や好事例の収集・発信、府と保険者が共同した取組の検討
 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・データ分析等に基づき市町村や各保険者への支援を積極的に進め、府民・保険者等の行動変容を促す司令塔としての役割を果たす。（数値目標）・市町村保健事業推進ＷＧへの参画市町村21市町村（重複含む）。成果の普及は全市町村。 | ○保健事業等に関する支援・保健事業推進ＷＧを設置（5月）、31市町（重複含む）が参画。モデル事業の企画調整（8月・9月・10月）や、データを活用した事業企画の意見交換（10月～12月）を実施。・市町村国保、後期高齢者医療制度、協会けんぽに係る特定健診や医療費を分析し、各保険者の健康課題を明確化。（各保険者にはＲ元年5月に提供予定）・保険者協議会を通じ、幅広い保険者に医療費適正化に関する府施策との連携について働きかけるとともに、国から提供されたNDBデータ（後発医薬品使用割合）を提供し、活用方法について検討（10月）。・医療費適正化・健康づくりに向けた保険者との連携を一層進めるため、保険者協議会事務局を大阪府国民健康保険団体連合会と共同で担当（３月～）。 |
| **後発医薬品の安心使用促進** |
| **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H31.３月末時点）＞** |
|  | **■後発医薬品の安心使用促進**（１）後発医薬品に対する患者の拒否率が高いという課題解決に向けて、次の取組みを行う。・使用を躊躇する患者や不安をもつ患者に対し、薬局薬剤師がパネルを活用した積極的な啓発を行う。・薬局薬剤師から患者への後発医薬品の切り替えに有効なアプローチ方法を明確にする。・後発医薬品の切り替えのきっかけになった理由や使用割合の差（地域別、年齢別、男女別等）などについて府の傾向を分析する。（２）一般名処方(\*31)に対する後発医薬品の調剤割合が低いという課題解決に向けて、モデル地区（３か所程度）において次の取組みを行う。・「後発医薬品に変更した患者への服薬状況確認」、「お薬手帳を介した医師への情報提供（変更に際し患者に説明した内容など）」、「薬局における後発医薬品在庫状況調査」等の視点で事業に取組み、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、患者等が連携して、安心使用促進につなげる。・「大阪府の後発医薬品使用に関する現状」、及び「薬局ごとの後発医薬品使用状況データ」（協会けんぽのレセプトデータに基づく）を薬局に提供し、自局の位置づけを周知し、課題を浮き彫りにする。 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）（１）後発医薬品に対する患者意識の変革を促し、後発医薬品の拒否率を下げる。　（参考指標：平成29年４月時点22.3％）（２）医師会、歯科医師会、薬剤師会、患者等が連携することで、後発医薬品を安心して使用できる環境づくりを行う。 | （１）大阪薬科大学や府薬剤師会と連携し、患者意識の変革を促す効果的なアプローチ手法の検討と患者の拒否理由の分析を実施。・後発医薬品を使用していない1,977名の患者に対し、薬局薬剤師が啓発パネル（品質、経済、製剤工夫）を活用して、後発医薬品に関する丁寧な説明を実施。・薬局薬剤師による説明前後の患者の使用意向を比較したところ、後発医薬品を「使いたくない」とする割合が減少（21.4％→16.9%）し、丁寧な説明が有効なアプローチであることが判明。　・後発医薬品を拒否する患者は高齢者及び使用した経験がない者に多いなどの傾向あり。この分析結果を踏まえた対応を次年度に実施予定。（２）後発医薬品安心使用促進のためのモデル事業を門真市、泉南地域、八尾市で実施。・門真市域、泉南地域では、「後発医薬品に変更した患者への服薬状況確認」、「お薬手帳を介した医師への情報提供（変更に際し患者に説明した内容など）」を実施。・対象患者数　門真市　130名　泉南地区　473名・薬価における年間切替効果額試算　門真市　約1,040万円　泉南地域　約1,462万円　泉南地域の取組みを府域全域で行った場合、薬価における年間切替効果額試算は約10億円・八尾市では、市民が後発医薬品に対する理解を深め、安心して使用していただくための講習会やイベント、意識調査等を実施。また、地域基幹病院と地域三師会を含めた「八尾市医薬品適正使用に関する懇話会」を設置し、市内の病院で採用されている後発医薬品の品目リストを作成。・協会けんぽと連携し、「大阪府の後発医薬品使用に関する現状」、及び「薬局ごとの後発医薬品使用状況データ」を府内3862薬局※に送付。（7月） ※平成29年10月分に協会けんぽにレセプトを請求した実績のある府内全薬局 |